

仕様書

1 業務の名称

旅館業事業継続計画策定支援事業等委託業務(津波等防災対策セミナー実施委託業務)

2 目的

高知県内の旅館・ホテルにおいて、南海トラフ地震発生時の観光客を含む宿泊客への情報伝達や避難誘導の方法について学ぶことで、安全・安心を宿泊客へ提供できる体制を整えるとともに、南海トラフ地震発生時の初動対応の向上を図る。

3 委託期間

委託契約締結日（令和2年度契約日） ～ 令和3年3月31日（木）

4 事業費

3,218,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。契約上限額。）

5 委託業務内容

次のセミナー等を実施すること。

(1) セミナーの内容

ア 講演（60分程度）

高知県内の旅館・ホテル等事業者を対象に、災害発生時の宿泊客（外国人観光客を含む）の避難誘導、情報伝達の方法等を学ぶ内容の講演を行うこと。

講演内容については、講師と打ち合わせのうえ、事前に高知県に協議を行うこと。

イ 机上訓練（60分程度）

（ア）の講演で学んだ避難誘導、情報伝達の方法を習得するための机上訓練を行うこと。なお、参加者をグループ分けし、ロールプレイ、又はワークショップ形式で実施すること。

ウ テキストの作成

資料は、セミナーに沿った内容で作成し、事前に高知県の確認を受けること。なお、併せて高知県の作成する「観光客の安全確保のための津波防災対策マニュアル」、「安全の手引き」、「多言語津波シート」をセミナーで活用すること。

エ 実施期間

令和2年9月以降で、旅館・ホテル事業者の繁忙期を避け、多くの参加が見込める日程を調整することとし、詳細は高知県と協議のうえ決定すること。

オ 会場

高知県内東部、中部、西部のエリアで1回ずつ合計3回の実施とすること。公共交通機関での来場が可能であり、駐車場を有するもしくは駐車場が近隣にある会場を確保すること。

また、1会場あたりの定員は40名程度とし、ロールプレイ等の机上訓練ができる広さを確保すること。なお、詳細は高知県と協議のうえ、決定する。

カ 講師

(ア) セミナー講師の選定及び依頼を行うこと。

講師は、以下の条件を満たす者を手配すること。

- ・外国人を含む緊急時対応に関するノウハウ（同種のセミナー実績を有する等）を有する者であること。
- ・防災士の資格を取得していること。または、同等以上の資格又は実績を有すると認められる者であること。

(イ) 講演及び机上訓練の資料の調整、講師料の支払、その他、セミナー実施にあたり、セミナー講師との調整を行うこと。

(2) セミナー・運営についての打合せに関すること

セミナー等の実施について、高知県と、セミナー受講者募集前、セミナー中、セミナー後それぞれ必要回数のミーティングを行うこと。

(3) セミナー受講者の募集等について

高知県内の旅館・ホテル事業者（R2年5月末時点 631事業者）に募集活動を行い、セミナー受講者を確保すること。

ア 広報の実施

セミナーの実施を周知するためのチラシを作成・送付し、高知県内の旅館・ホテル事業者（631事業者）への参加呼びかけを行うこと。

(4) セミナー受講の問合せ、申込受付、受講の決定等に関すること

ア 問合せへの対応

受講希望者等からのセミナーに関する問い合わせ窓口を設置し、問い合わせなどに対して電話やメール等により対応すること。

イ セミナーの申込受付

メール又はFAX等により、セミナーの申込を受け付けること。また、申込者のリストについて、表により取りまとめ、管理すること。

ウ セミナー受講の可否の決定・通知

受講希望者に対するセミナー受講の可否を通知すること。

なお、受講可能な人数の上限を超える応募があった場合のセミナー受講の可否については、高知県と協議のうえで決定すること。

(5) セミナーの実施に関すること

ア 会場手配及び会場準備等

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うこと。なお、感染症拡大防止対策により、セミナーの実施方法を変更する場合は、事前に高知県と協議のうえ、決定すること。

イ セミナー当日の運営

(ア) セミナー当日の進行、資料準備、会場設営、出欠管理等を行うこと。

(イ) 天災等でセミナーの開催が困難な場合は、高知県と協議のうえ、代替の日程で会場を確保し、セミナーを実施すること。その際、セミナー受講者への周知を行うこと。

(ウ) 講演と机上訓練の講師を兼ねることは可とするが、机上訓練については、参加人数に応じ、補助講師を適切な人数を追加で配置すること。補助講師は、事前に講師と必要な打ち合わせを行い、セミナーの内容及び運営について熟知したうえで、受講者への指導が行える者であること。講師及び補助講師の決定にあたっては高知県の確認を受けること。

ウ 参加者へのアンケートを作成し、集計すること。アンケートの内容については、事前に高知県に協議すること。

(9) その他

ア セミナー受講者に対し、セミナーに関する諸連絡を行うこと。

イ セミナー受講者を対象に、セミナー全般に関するアンケートを行い、内容を整理してデータを県へ提出すること。アンケートの内容については、高知県に指示によること。

ウ 受託業務に係る実績報告書（2部）を提出すること。実績報告書には本セミナー実績にかかる収支の実績を記載すること。

6 業務の執行体制の確保

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。
なお、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務により得られた成果は、高知県に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、第三者の著作物を利用する場合は、該当著作権の許諾を得ること。
- (4) 受託者は本業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの本業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で協議し、高知県の承諾を得なければならない。
- (5) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に当たっては、進捗状況を適宜報告し、高知県及び各関係機関等との連絡調整を十分に図ること。
- (7) 不測の事態が発生した場合や、事業計画等に重要な変更が生じる場合は、速やかに高知県に報告し、協議を行うこと。
- (8) 本業務の実施にあたって疑義が生じた事項及び本仕様書に定めがない項目については、高知県と受託者が協議すること。